

## イ 工事の完了後

## (7) 施設の稼働に伴う騒音・振動

## a 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 8.3-38、図 8.3-21(1)及び(2)に示すとおりである。

施設の稼働に伴う騒音レベルは、昼間31.2～42.2dB、朝・夕・夜間31.1～42.2dBである。

参考として、施設稼働に伴う騒音レベルに、現地調査での環境騒音を加えた合成騒音レベルを資料編（p.203参照）に示す。

表 8.3-38 施設の稼働に伴う騒音の予測結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル(dB)	
		予測結果	
		時間区分	
		昼間	朝・夕・夜間
①	敷地境界北側最大値	31.2	31.1
②	敷地境界東側最大値	41.5	41.5
③	敷地境界南側最大値	42.2	42.2
④	敷地境界西側最大値	41.0	41.0

注) 時間区分：朝6時～8時、昼間8時～20時、夕20時～23時、夜間23時～6時

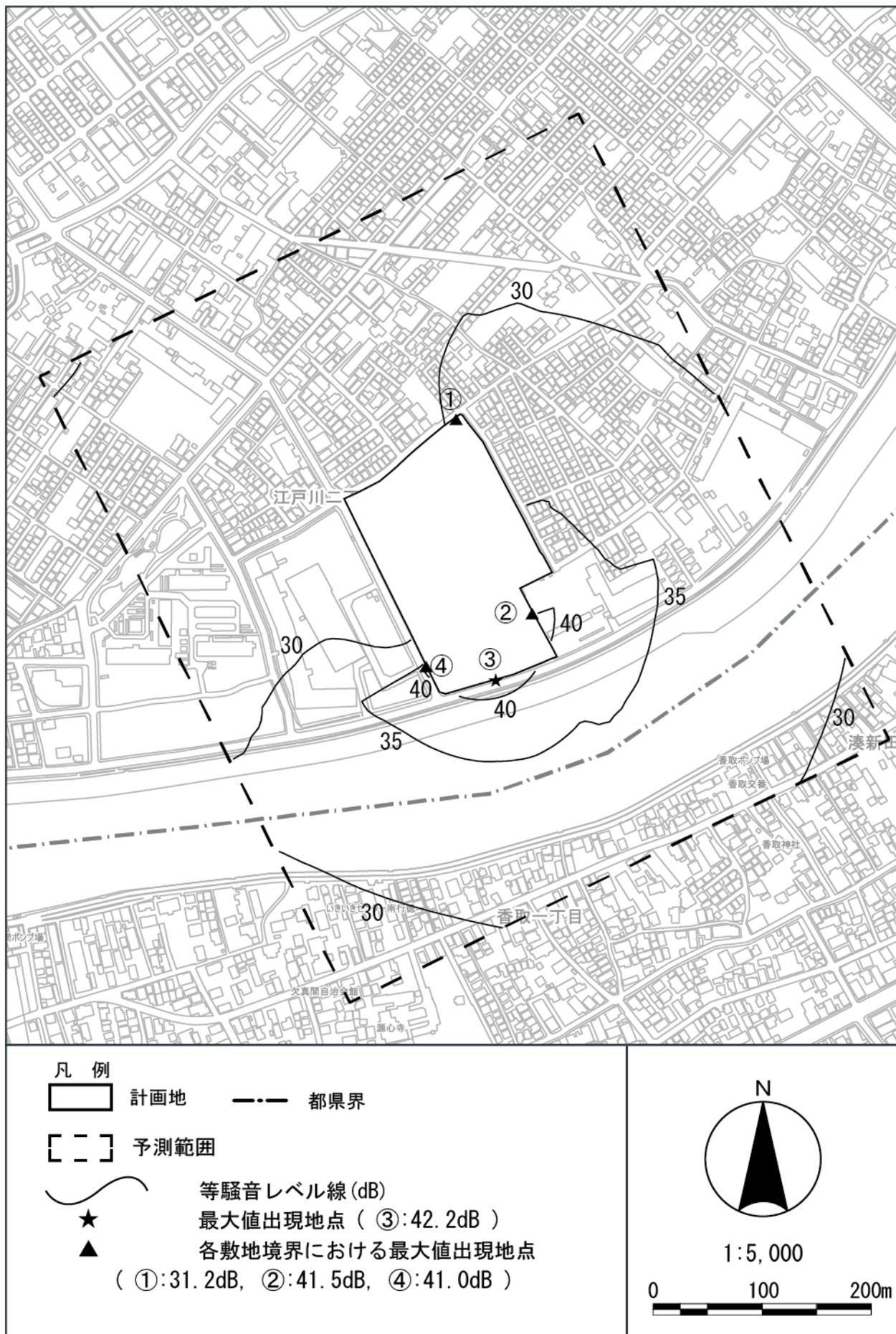


図 8.3-21(1) 施設の稼働に伴う騒音の予測結果 (昼間)

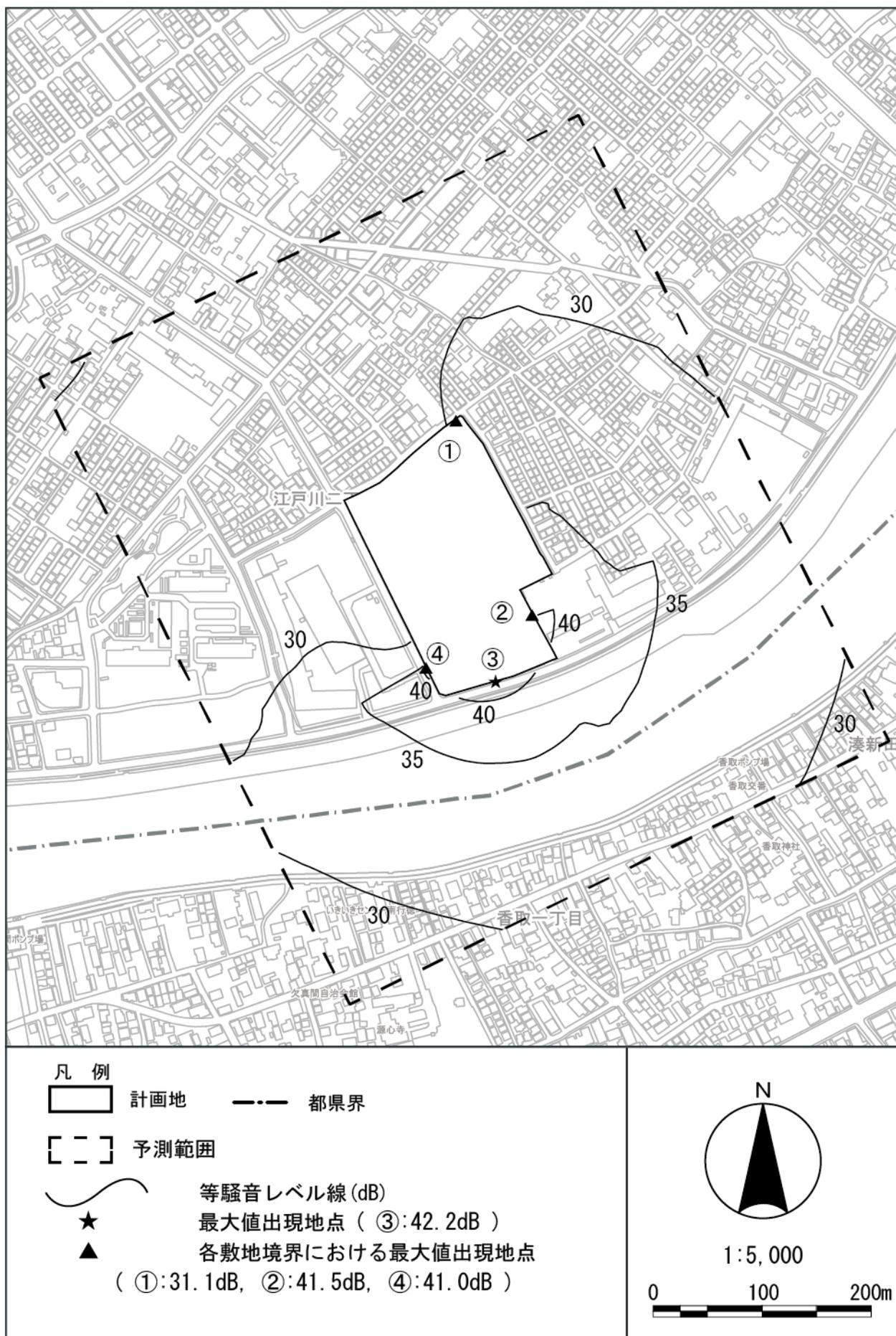


図 8.3-21(2) 施設の稼働に伴う騒音の予測結果 (朝、夕、夜間)

## b 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、表 8.3-39及び図 8.3-22に示すとおりである。

施設の稼働に伴う振動レベルは昼間、夜間ともに43.7～52.4dBである。

参考として、施設稼働に伴う振動レベルに、現地調査での環境振動を加えた合成振動レベルを、資料編（p. 203参照）に示す。

表 8.3-39 施設の稼働に伴う振動の予測結果（敷地境界）

予測地点		振動レベル(dB)	
		予測結果	
		時間区分	
		昼間	夜間
①	敷地境界北側最大値	43.7	43.7
②	敷地境界東側最大値	49.9	49.9
③	敷地境界南側最大値	47.6	47.6
④	敷地境界西側最大値	52.4	52.4

注) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20時～8時

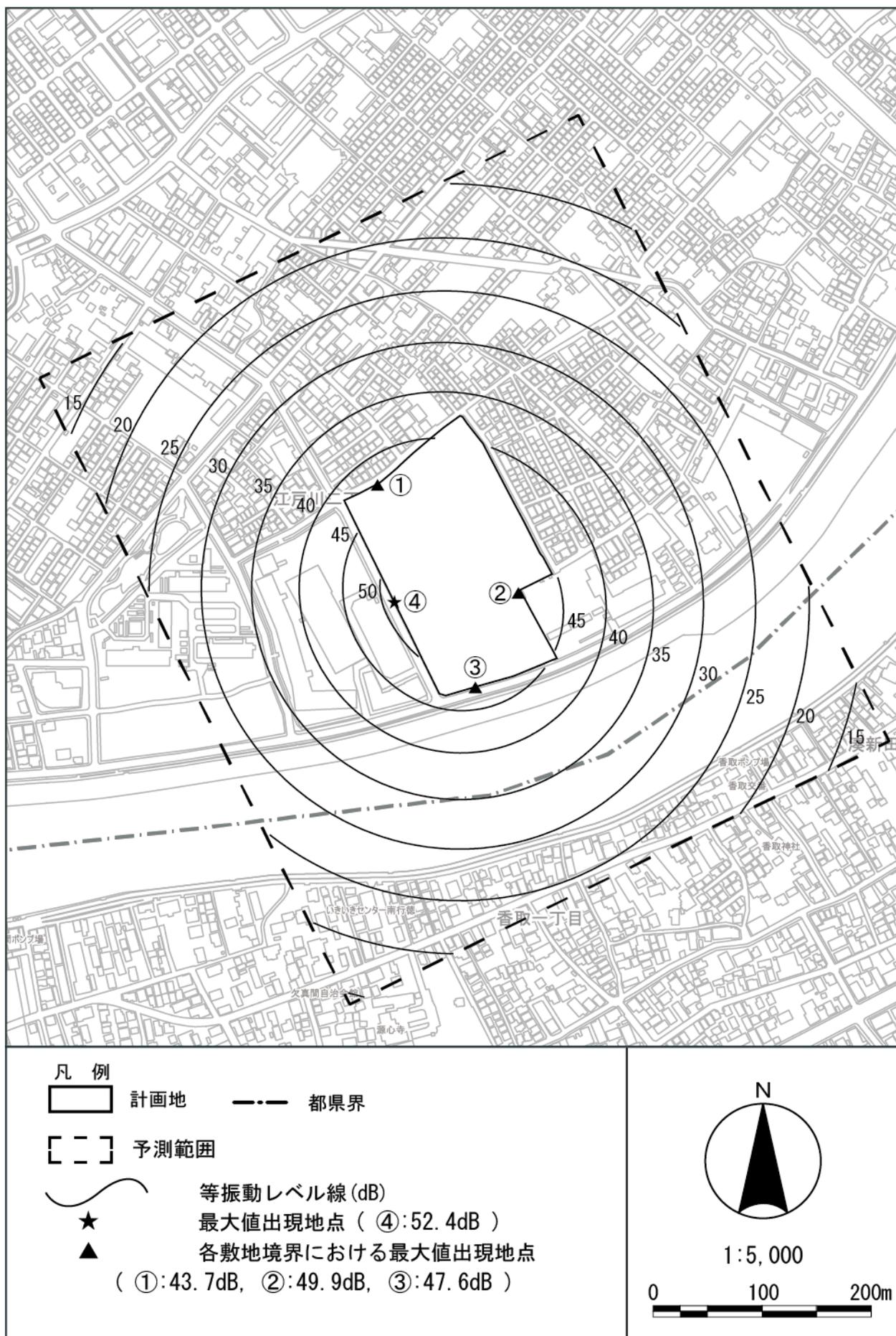


図 8.3-22 施設の稼働に伴う振動の予測結果 (昼間・夜間)

## (イ) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

## a ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測結果は、表 8.3-40に示すとおりである。

計画ごみ収集車両等の走行に伴う現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0dBであり、現況調査結果と合成した予測結果は58.5～67.3dBである。なお、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この影響を除いてから工事完了後におけるごみ収集車両等の影響を加えて予測している。

また、道路端からの距離減衰は、資料編（p.195～p.197参照）に示すとおりである。

表 8.3-40 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)				
		現況調査結果 (一般車両 + 現況ごみ 収集車両等) (a)	現況ごみ収集 車両等による 騒音レベルの 増加分 (b)	計画ごみ収集車両 等による騒音レベ ルの増加分 (c)	予測結果 (一般車両 + 計画ごみ 収集車両等) (d) =(a)-(b)+(c)	現況調査結果に 対する騒音レベ ルの増加分 (e)=(d)-(a)
1	江戸川小学校付近	67.3	0.7	0.7	67.3	0.0
2	そよかぜひろば西	66.1	0.8	0.8	66.1	0.0
3	下鎌田東小学校前	60.8	1.0	1.0	60.8	0.0
4	篠崎街道	66.0	0.1	0.1	66.0	0.0
5	柴又街道	58.5	0.4	0.4	58.5	0.0

注1) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注2) 予測点高さ：地上1.2m

注3) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

注4) 「計画ごみ収集車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分(c)」は、工事の完了後におけるごみ収集車両等の計画台数を用いた。

## b ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の予測結果は、表 8.3-41に示すとおりである。

予測結果が最大となる時間帯における、現況調査結果に対する振動レベルの増加分は0.0～0.5dBであり、現況調査結果と合成した予測結果は39.5～57.5dBである。なお、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この車両を除いてから工事完了後におけるごみ収集車両等を加えて予測している。

また、時間帯別の予測結果は資料編（p.199及びp.200参照）に、道路端からの距離減衰は資料編（p.201及びp.202参照）に示すとおりである。

表 8.3-41 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の予測結果（道路端）

予測地点	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル $L_{10}$ (dB)		
			現況調査結果 (a)	現況調査結果に対する振動レベルの増加分 (b)	予測結果 (c)=(a)+(b)
1 江戸川小学校付近	昼間	16時台	57.5	0.0	57.5
2 そよかぜひろば西	昼間	10時台	50.4	0.3	50.7
3 下鎌田東小学校前	昼間	13時台	39.3	0.5	39.8
4 篠崎街道	昼間	10時台	54.1	0.0	54.1
5 柴又街道	昼間	16時台	39.5	0.0	39.5

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時 予測地点1～3、5

第二種区域 昼間：8時～20時、夜間：20時～8時 予測地点4

注2) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

注3) 現況調査結果には、現況ごみ収集車両等の影響を含む。

### 8.3.3 環境保全のための措置

#### (1) 予測に反映した措置

##### ア 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界（北東側においては、緩衝緑地内）に仮囲い(高さ 3 m)を設置する。

##### イ 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

##### ア 工事の施行中

- ・ 既存施設の工場棟解体時には全覆い仮設テント等を設置し、建物全体と建設機械を覆う。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。
- ・ 建設機械は点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努める。
- ・ 建設機械類の配置については 1 か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。特に、工事用車両の搬出入については、特定の時間に集中しないよう計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、車両の走行ルートへの限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。
- ・ 計画地周辺の住宅、学校、保育所、福祉施設等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。

##### イ 工事の完了後

- ・ 騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ ごみ収集車両等の走行については、周辺環境に配慮するよう速度厳守などの注意喚起を徹底する。
- ・ ごみ収集車両等の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

## 8.3.4 評価

## (1) 評価の指標

## ア 工事の施行中

## (7) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

## a 建設機械の稼働に伴う騒音

- ・「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準 (p. 259参照)
- ・「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準 (p. 261参照)

## b 建設機械の稼働に伴う振動

- ・「振動規制法」に定める特定建設作業に係る規制基準 (p. 264参照)
- ・「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準 (p. 266参照)

## (4) 工事用車両の走行に伴う騒音・振動

## a 工事用車両の走行に伴う騒音

- ・「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 (p. 257参照)

## b 工事用車両の走行に伴う振動

- ・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準 (p. 267参照)

## イ 工事の完了後

## (7) 施設の稼働に伴う騒音・振動

## a 施設の稼働に伴う騒音

- ・「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準 (p. 258参照)
- ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準 (p. 260参照)

## b 施設の稼働に伴う振動

- ・「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準 (p. 263参照)
- ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準 (p. 265参照)

## (4) ごみ収集車両の走行に伴う騒音・振動

## a ごみ収集車両の走行に伴う騒音

- ・「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 (p. 257参照)

## b ごみ収集車両の走行に伴う振動

- ・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準 (p. 267参照)

## (2) 評価の結果

## ア 工事の施行中

## (7) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

## a 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表 8.3-42に示すとおりである。

予測結果は、解体・土工事（39か月目）で76dB、く体・プラント・外構工事（65か月目）で69dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（85dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）を下回る。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-42 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

	主な工種		経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル(dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	煙突解体、掘削	39 か月目	③	敷地境界南側	76	85 <sup>注1)</sup>
(2)	く体・プラント・ 外構工事	建方、据付、盛土	65 か月目	②	敷地境界東側	69	80 <sup>注2)</sup>

注1) 39か月目の規制基準・勧告基準は、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注2) 65か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

## b 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-43に示すとおりである。予測結果は、解体・土工事（30か月目）で68dB、く体・プラント・外構工事（65か月目）で68dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定建設作業に係る規制基準（75dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）を下回る。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-43 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		振動レベル(dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	煙突解体、地下部解体、掘削	30 か月	②	敷地境界東側	68	75 <sup>注1)</sup>
(2)	く体・プラント・外構工事	建方、据付、盛土	65 か月	①	敷地境界北側	68	70 <sup>注2)</sup>

注1) 30か月目の規制基準・勧告基準は、「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。

注2) 65か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

## (4) 工事用車両の走行に伴う騒音・振動

## a 工事用車両の走行に伴う騒音

工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 8.3-44に示すとおりである。

予測結果は、58～67dBであり、全ての地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回る。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は-0.8～-0.1dBである。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルート限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 8.3-44 工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
	現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
1 江戸川小学校付近	67	-0.5 <sup>*</sup>	67	70
2 そよかぜひろば西	66	-0.6 <sup>*</sup>	66	70
3 下鎌田東小学校前	61	-0.8 <sup>*</sup>	60	65
5 柴又街道	58	-0.1 <sup>*</sup>	58	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) <sup>\*</sup>は予測結果が現況調査結果を下回ることを示す。これは、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この影響を除いてから工事用車両の影響を加えたためである。

## b 工事用車両の走行に伴う振動

工事用車両の走行に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-45に示すとおりである。

予測結果は、昼間37～58dB、夜間33～50dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間55～60dB、夜間50～55dB）を下回る。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は昼間0.0～0.2dB、夜間0.6～1.5dBである。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルート限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 8.3-45 工事用車両の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル $L_{10}$							
		現況調査結果		現況調査結果に対する振動レベルの増加分		予測結果		規制基準	
		時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
1	江戸川小学校付近	58	49	0.1	0.6	58	50	60	55
2	そよかぜひろば西	49	38	0.2	0.6	49	39	60	55
3	下鎌田東小学校前	37	38	0.0	0.9	37	39	55	50
5	柴又街道	40	32	0.1	1.5	40	33	60	55

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～19時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、7時～8時の振動レベルを示す。

注5) 地点③の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

## イ 工事の完了後

## (7) 施設の稼働に伴う騒音・振動

## a 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-46に示すとおりである。

予測結果は、昼間、朝・夕・夜間ともに31～42dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準（両基準とも朝・夕50～55dB、昼間55～60dB、夜間45～50dB）を下回る。

さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-46 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル (dB)				
		予測結果		規制基準		
		時間区分	昼間	朝・夕・夜間	昼間	朝・夕
①	敷地境界北側	31	31	60	55	50
②	敷地境界東側	42	42	60	55	50
③	敷地境界南側	42	42	60 (55※)	55 (50※)	50 (45※)
④	敷地境界西側	41	41	60 (55※)	55 (50※)	50 (45※)

注1) 表中の規制基準は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。  
 注2) ※は、保育所、特別養護老人ホームの敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。  
 注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。  
 注4) 時間区分：朝6時～8時、昼間8時～20時、夕20時～23時、夜間23時～6時

## b 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-47に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夜間ともに44～52dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準(両基準とも昼間60～65dB、夜間55～60dB)を下回る。

さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-47 施設の稼働に伴う振動の評価結果(敷地境界)

予測地点		振動レベル (dB)			
		予測結果		規制基準	
時間区分		昼間	夜間	昼間	夜間
①	敷地境界北側	44	44	65	60
②	敷地境界東側	50	50	65	60
③	敷地境界南側	48	48	65(60※)	60(55※)
④	敷地境界西側	52	52	65(60※)	60(55※)

- 注1) 表中の規制基準は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。  
 注2) ※は、保育所、特別養護老人ホームの敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。  
 注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。  
 注4) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20～8時

## (イ) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

## a ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 8.3-48に示すとおりである。

地点4以外の予測結果は、58～67dBであり、評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回る。地点4の予測結果は、66dBであり、評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65dB）を上回るが、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0dBであり、現況と同程度と予測される。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 8.3-48 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
	現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
1 江戸川小学校付近	67	0.0	67	70
2 そよかぜひろば西	66	0.0	66	70
3 下鎌田東小学校前	61	0.0	61	65
4 篠崎街道	<u>66</u>	0.0	<u>66</u>	65
5 柴又街道	58	0.0	58	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

## b ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-49に示すとおりである。

予測結果は、40～58dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（55～65dB）を下回る。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は0.0～0.5dBである。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 8.3-49 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル $L_{10}$			
		現況調査結果	現況調査結果に対する 振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
		時間区分	昼間	昼間	昼間
1	江戸川小学校付近	58	0.0	58	60
2	そよかぜひろば西	50	0.3	51	60
3	下鎌田東小学校前	39	0.5	40	55
4	篠崎街道	54	0.0	54	65
5	柴又街道	40	0.0	40	60

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時 予測地点1～3、5

第二種区域 昼間：8時～20時、夜間：20時～8時 予測地点4

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

注5) 地点3の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

